

甲府都市計画道路の決定<変更> (山梨県決定)

甲府都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・8	田富東西線	中央市布施	中央市臼井 阿原		740m	地表式	2車線	20m	幹線街路と 平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり。

変更理由

1. これまでの経緯

(都) 田富東西線は、平成7年11月6日、(都) 甲府外郭環状道路、(都) 若草東西線とともに、新山梨環状道路(南部区間)として都市計画決定された。

計画決定においては、幹線道路である(都) 田富町敷島線と(主) 甲府市川三郷線を結ぶ側道機能と、ハーフランプである田富東ランプと田富西ランプを結ぶランプの機能を有する必要があることから、側道機能とランプ機能を合わせた幅員で整備する必要があり、これを同一平面で整備することとし、1方向 $W=14.35\text{m}$ 、2方向 $W=28.7\text{m}\approx 29\text{m}$ の道路として決定された。

2. 変更理由

道路詳細設計を行う中で、道路縦断及び沿道の土地利用との関係から、

- ① ランプ機能と幹線を有する側道機能(幅員 $W=10\text{m}$)
- ② 沿道との取り合わせを考慮した副道機能(幅員 $W=5\text{m}$)

の二つの機能に分離することとし、整備を進めた。

このうち、副道機能については、通行車両が周辺の土地利用者に限定されるため、一部、既存の市道を代替道路として利用することにより、連続して整備を行わずとも、機能確保が十分に図れる区間が確認された。

このため、中央市を通し地元利用者に説明を行う中、計画への承諾を得たことから、副道については、連続して整備を行わない事を決定した。このことから、都市計画道路としての整備については、副道機能を減じた幅員である1方向 $W=10\text{m}$ 、2方向 $W=20\text{m}$ とし、ここに都市計画の変更を行う。

甲府都市計画道路変更新旧対照表

〈現〉

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・8	田富東西線	中央市布施	中央市臼井 阿原		740m	地表式	2車線	29m	幹線街路と 平面交差1箇所	

〈新〉

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・8	田富東西線	中央市布施	中央市臼井 阿原		740m	地表式	2車線	20m	幹線街路と 平面交差2箇所	